

IC 証票乗車券取扱規則

IC 証票乗車券取扱規則

1.総則

【目的】

第1条 この規則は、北大阪急行電鉄株式会社(以下「当社」という。)線内において IC チップを搭載した電子式証票を媒体とした乗車券(以下、「IC 証票」という。)を使用して当社線を利用する旅客の運送等について、合理的な取扱方法を定め、旅客の利便性向上と円滑な利用促進を図ることを目的とする。

【変更】

- 第2条 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性のある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。
- 2 前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公示の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【用語の意義】

- 第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 「当社線」とは、当社南北線をいう。
 - (2) 「IC 証票」とは、ポストペイ式 IC 証票および SF 式 IC 証票を総称したものをいう。
 - (3) 「ポストペイ式 IC 証票」とは、ポストペイ式 IC 証票の機能と SF 式 IC 証票の機能を統合した IC 証票であって、当社線において両 IC 証票の機能が有効である場合は、ポストペイ式 IC 証票の機能を優先し、駅相互間を乗車する目的で改札機等によって入出場する場合に、当該乗車区間等の運賃を当社が定めるところにより後払いとすることができる IC 証票をいう。
 - (4) 「SF 式 IC 証票」とは、当社線においてストアードフェアの機能を持つ IC 証票をいう。第1種身体障害者・介護者および第1種知的障害者・介護者用特別割引 IC カード(以下「特別割引用 SF 式 IC 証票」

という)もこれに含む。

- (5) 「ストアードフェア」とは、SF 式 IC 証票に記録される金銭的価値で、もっぱら旅客運賃の支払い等に充当するものをいう。
- (6) 「IC 定期乗車券」(以下「IC 定期券」という。)とは、IC 証票に定期乗車券の券面表示を行い、搭載された IC チップに電子的に定期乗車券の情報を記録したものをいう。
- (7) 「ポストペイサービス」とは、当社線において当社が提供する運賃後払い等のサービスをいう。
- (8) 「チャージ」とは、IC 証票にストアードフェアを任意に積み増しすることをいう。
- (9) 「改札機」とは、磁気化した乗車券、回数券カードなどの磁気カードならびに当社線で使用可能な IC 証票を改札する装置をいう。
- (10) 「チャージ機」とは、IC 証票にチャージ等を行う装置をいう。
- (11) 「係員処理端末機」とは、IC 証票情報の書き換え、利用履歴の印字等を行う装置をいう。
- (12) 「マルチ券売機」とは、IC 証票に IC 定期券を付加、チャージ等を行う装置をいう。
- (13) 「記名人」とは、当社線で使用可能な IC 証票に本人名が記載されている旅客をいう。
- (14) 「レファレンスペーパー」とは、IC 証票に付加された乗車券類のうち券面表示されていないものの情報を記し、IC 証票に付随した帳票をいう。

【適用範囲】

第4条 IC 証票による当社線の旅客の運送等については、この規則の定めるところによる

- 2 この規則が変更された場合、以後の IC 証票による旅客の運送等については、変更された規則の定めるところによる。
- 3 この規則の定めのない事項については、旅客営業規則(以下、「営業規則」という。)等の定めるところによる。
- 4 この規則の取扱内容については、この規則によるほか別に定めるところによる。

- 5 SF 機能を持つ IC 証票のうち当社線における ICOCA 乗車券の取扱いについては、この規則によるほか別に定める「ICOCA 乗車券取扱規則」による。
- 6 IC 証票による共通利用が可能な社局線内の運送等については、当該社局の営業規則または運送約款等の定めによる。

【契約の成立時期および適用規定】

- 第5条 IC 証票による旅客との運送契約の成立時期は、別段の意思表示があった場合を除き入場時に改札機等による改札を受けて入場した時とする。ただし、IC 証票による共通利用が可能な社局線から江坂駅を経由して当社線を利用する場合は、乗車した列車が江坂駅を越えて当社線に乗り入れてきたときに引き続き同一の IC 証票にて入場したものとみなし、運送契約が成立するものとする。
- 2 株式会社スルッと KANSAI と市町村等行政が共同に発行する乗車証（以下、「乗車証」という。）に付随する SF 機能を有する IC 証票については、その乗車証が有効な区間を越えて当社線に乗り入れてきた場合は乗車証の有効な区間を乗り越した駅から乗車したものとみなし、以降当社線での契約の成立時期は前項の規定によるものとする。
 - 3 前 2 項の規定によって契約の成立した時以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定による。
 - 4 IC 定期券による旅客との運送契約の成立時期は、成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃を支払い、当該 IC 証票に IC 定期券を搭載して交付を受けた時とする。

【取扱区間】

第 6 条 当社線において IC 証票の取扱いをする区間は、全線とする。

【取扱制限または停止】

第 7 条 当社は旅客運送の円滑な実施を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる取扱制限または停止を行う。

- (1)乗車区間、乗車経路、乗車方法、乗車する列車等の制限または停止

IC 証票乗車券取扱規則

- (2)入出場方法または入出場時間等の制限または停止
- 2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。
- 3 本条に基づく IC 証票の取扱制限または停止に対して、当社はその責を負わない。

2.発行

【発行者】

第 8 条 当社線で使用可能な IC 証票は、IC 証票発行者が発行する。

【発行者および名称】

第 9 条 当社線で使用可能な IC 証票の発行者名および名称は別表第 1 号に定める。

2 前項の規定にかかわらず、一部の IC 証票については使用できない場合がある。

3 携帯型端末を媒体とする IC 証票は、本条に規定する当社線で使用可能な IC 証票として取り扱う。ただし、改札機による入出場の取扱い、チャージ機によるチャージの取扱いに限るものとする

【種類および様式】

第 10 条 当社線で使用可能な IC 証票の種類は次のとおりとし、当社が認めた様式とする。

種類	用途	使用者の制限
ポストペイ機能を持つ IC 証票(一般用)	大人旅客用	本会員用 IC 証票または家族会員用 IC 証票の記名人
ポストペイ機能を持つ IC 証票(中学、高校生等用)	大人旅客用	家族会員用 IC 証票(原則として 12 才以上 18 才未満の中学、高校生家族会員用)の記名人
ポストペイ機能を持つ IC 証票(小児用)	小児旅客用	家族会員用 IC 証票の記名人
SF 機能を持つ IC 証票(一般用)	大人旅客用	定期券が搭載されているもの等および記名式 IC 証票は記名人

IC 証票乗車券取扱規則

		無記名式 IC 証票は持参人
SF 機能を持つ IC 証票(小児用)	小児旅客用	記名式 IC 証票は記名人 無記名式 IC 証票は持参人
特別割引用 IC 証票	本人用(大人・小児) 介護者用(大人)	本人用は記名人 介護者用は持参人

【発行申込方法等】

第 11 条 当社線で使用可能な IC 証票の発行申込方法および発行方法は、IC 証票発行者が別に定める。

【所有権】

第 12 条 IC 証票の所有権は IC 証票発行者が定める。

【紛失等の再発行】

第 13 条 IC 証票の盗難または紛失等による再発行については、IC 証票発行者の定めるところによる。

3.IC 普通乗車券

3.1.使用

【使用方法】

- 第 14 条 IC 証票は、旅客が当社線内および当社と共通利用が可能な社局線内の駅相互間を乗車の目的で、改札機等による改札を受けて入場し、同一の IC 証票により改札機等による改札を受けて出場する場合に、当該乗車区間に有効な片道普通乗車券として使用できる。
- 2 前項の規定に関わらず、IC 定期券は、券面に表示された通用期間内で発着区間内を乗車の目的で、改札機等による改札を受けて入場し、同一の IC 定期券による改札機等による改札を受けて出場する場合に、定期乗車券として使用できる。
 - 3 第 1 項の規定により IC 証票を使用する場合、ポストペイ機能を持つ IC 証票は乗車区間の運賃額を、第 27 条に基づき計算し IC 証票発行者または IC 証票発行者が業務を委託する者が、旅客に請求する。
 - 4 第 1 項の規定により IC 証票を使用する場合、SF 機能を持つ IC 証票で乗車区間の片道普通旅客運賃相当額を当該証票から減額する。
 - 5 IC 証票がポストペイ機能と SF 機能を統合した IC 証票であって、当社

線において両 IC 証票の機能が有効である場合、ポストペイ機能が有効である場合は、ポストペイ機能を優先する。

- 6 レファレンスペーパーが付随する IC 証票を使用するときは、レファレンスペーパーを常に携帯し、係員の請求があれば呈示しなければならない。

【運賃の収受】

第 15 条 IC 証票を前条の規定により使用する場合、出場時に IC 乗車券から当該乗車区間の片道普通運賃相当額を収受する。この場合、小児用の IC 証票にあっては小児の片道普通運賃相当額を、その他の IC 証票にあっては大人の片道普通運賃相当額を収受する。

【効力】

第 16 条 第 14 条の規定により使用する IC 証票の効力は次の各号に定めるとおりとする。

- (1)記名式 IC 証票では、記名人本人に対し、当該乗車区間において、片道 1 回の乗車に限り有効とする。
- (2)無記名式 IC 証票では、持参人に対し、当該乗車区間において、片道 1 回の乗車に限り有効とする。
- (3)入場後は当日に限り有効とする。
- (4)途中下車の取扱いはしない。ただし IC 定期券の券面に表示された通用期間内で発着区間内を除く。

【チャージ】

第 17 条 旅客は、IC 証票を以下の各号によりチャージすることができる。

- (1)ポストペイ機能をもつ IC 証票にあっては、当社の改札機を使用して入場する際に IC 証票の SF 残額が一定の金額以下であった場合に、SF の価値を自動的に積み増すこと(以下、「オートチャージ」という。)ができる。ただし、オートチャージは、IC 証票発行者もしくは千里中央駅に予め申し込むことにより利用可能となる。
- (2)前号の規定に関わらず、旅客は、チャージ機またはマルチ券売機で別に定めるいずれかの額をチャージできる。ただし 1 枚あたりの SF は 20,000 円を超えることはできない。

【誤ってチャージをした場合の取扱方】

第 18 条 旅客は当社線において、誤ってチャージをした場合に IC 証票の当該 SF の払戻しを請求することができる。ただし、次の各号すべてを満たす場合に限る。

- (1)チャージをした後に当該 IC 証票を使用していない場合
- (2)チャージをした同一駅に申し出た場合
- (3)チャージをした当日に申し出た場合
- (4)係員処理端末で取扱可能な IC 証票であること。

2 前項の取扱いをする場合については、手数料を収受しない。また、オートチャージによる場合はこの限りではない。

【SF 残額の確認】

第 19 条 旅客は、IC 証票の SF 残額を、チャージ機およびマルチ券売機で確認できるとともに、改札機において改札時にも確認できる。

【利用履歴の確認】

第 20 条 旅客は、係員処理端末またはマルチ券売機で旅客の利用履歴を次の各号に定めるとおり確認することができる。

- (1)IC 証票に記録されている利用履歴(以下、「カード内履歴」という。)の内容は、IC 証票を使用して改札機等により入出場した際の取扱月日、取扱箇所および SF 機能を持つ IC 証票は取扱金額とする。
- (2)カード内履歴は、最近の利用履歴から最大 20 件まで遡ることができる。ただし、カード内履歴には他社線の利用等、当社線の利用以外の履歴を含む。
- (3)ポストペイ機能をもつ IC 証票では、前号のカード内履歴のほか、利用履歴を管理する電子計算機に通信接続し、履歴確認日が属する月の前月から起算して、過去 15 カ月以内(マルチ券売機においては過去 6 カ月以内)の利用履歴の明細(以下、「利用明細」という。)を 1 カ月ごとに印字できる。ただし、利用明細には他社線の利用等、当社線の利用以外の履歴を含む。
- (4)SF 機能をもつ IC 証票のうち ICOCA 乗車券では、第 2 号のカード

IC 証票乗車券取扱規則

内履歴のほか、利用履歴を管理する電子計算機に通信接続し、過去 26 週以内最大 50 件の利用明細を印字できる。ただし、利用明細には他社線の利用等、当社線の利用以外の履歴を含む。

- (5)本項第 3 号および第 4 号(無記名式 ICOCA 乗車券を除く)の取扱いは、旅客からの告知または旅客が入力した氏名、生年月日等と当社の情報システムをもとに旅客が当該 IC 証票の正当な所持人であることを確認できる場合に限る。
 - (6)カード内履歴および利用明細の印字様式は、別に定めるところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の場合は利用履歴を確認することができない。
- (1)出場処理がされていない利用履歴
 - (2)第 14 条の規程により IC 証票を使用する場合で、改札機等による改札処理が完全に行われなかったときの利用履歴
 - (3)IC 定期券の券面やレファレンスペーパーに表示された通用期間内で発着区間内のカード内履歴および利用明細
 - (4)最終利用日から 15 カ月(マルチ券売機においては 6 カ月)を経過した SF 式 IC 証票を使用した場合の利用明細

【使用上の制限事項】

- 第 21 条 記名人式の IC 証票は、記名人以外の旅客が使用することはできない。
- 2 1 回の乗車につき、2 以上の IC 証票を同時に使用することはできない。
 - 3 IC 証票を使用して入場した場合、当該 IC 証票以外の乗車券で出場することはできない。
 - 4 IC 証票は、他の IC 証票以外の乗車券と併用して使用することはできない。
 - 5 偽造、変造もしくは不正に作成された IC 証票または不正に取得された IC 証票は、使用することはできない。
 - 6 江坂駅を經由して当社と複数の社局を利用する場合、その利用経路によっては IC 証票を使用できないことがある。
 - 7 第 9 条別表第 1 号に定める IC 証票であっても一部の機器での取扱いもしくは使用できない場合がある。

【入出場の制限】

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、IC 証票を使用して入出場することはできない。

- (1)入場時に使用した IC 証票を出場時に使用しなかった場合で、当該 IC 証票により再び入場しようとするとき
- (2)IC 証票により乗車以外の目的により駅に入場し、同一駅から出場しようとするとき。ただし IC 定期券の場合、券面に表示された通用期間内で発着区間内の利用は除く。
- (3)入場時に、SF 機能を持つ IC 証票の SF 残額が 10 円未満のとき
- (4)SF 機能を持つ IC 証票を使用して乗車した場合であって、出場時に当該 IC 証票の SF 残額が運賃相当額に満たないとき

【無効となる場合等】

第 23 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、IC 証票を無効として取り扱う。

- (1)記名式 IC 証票を記名人以外の旅客が使用したとき
 - (2)利用資格を限定した IC 証票を、その資格を有しない旅客が使用したとき
 - (3)その他、IC 証票をその使用条件に基づいて使用しないとき
- 2 偽造、変造もしくは不正に作成された IC 証票を使用した場合または使用しようとした場合は、無効として回収する。
- 3 その他、IC 証票を不正乗車の手段として使用した場合または使用しようとした場合は、当該 IC 証票を無効として取り扱う。

【不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の收受等】

第 24 条 前条の規定に該当する場合は、旅客の乗車駅からの乗車区間に対する片道普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。

- 2 前項の規定により、旅客運賃、増運賃を收受する場合において、乗車駅が判明しない場合は、営業規則第 74 条の規定を準用して計算する。
- 3 前回利用時に乗車履歴が記録されていないポストペイ機能を持つ IC

証票または乗車区間の運賃が減額されていない SF 機能を持つ IC 証票または IC 定期券の取扱いは、別に定めるところによる。

- 4 本条の規定により増運賃を収受する場合、特別の事由があって別段支障がないと認められるときは、増運賃の減免等ができる。

【同一駅で出場する場合の取扱い】

第 25 条 旅客は、IC 証票を使用して入場した後、途中駅で旅行を中止し、旅行開始駅から出場しようとする場合は、旅行開始駅から途中駅までの乗車区間の往復普通運賃相当額を現金等の決済手段で支払い、IC 証票の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

- 2 旅客は、IC 証票を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、IC 証票の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

【列車運行不能時の取扱い】

第 26 条 旅客は、IC 証票で旅行開始後、列車が運行不能となった場合は、次の各号のいずれかを選択して、請求できる。

(1)旅行開始駅までの無賃送還

乗車時に IC 証票に記録した発駅情報の消去処理を旅行開始駅で行う。

(2)旅行開始駅に至る途中駅までの送還

旅行開始駅から途中駅までの片道普通運賃相当額を IC 証票により収受する。

(3)不通区間の別途旅行

運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、旅行開始駅から当社線による旅行中止駅までの片道普通運賃相当額を IC 証票により収受する。

- 2 当社が、不通区間に対して振替輸送等を行う場合の取扱いについては、別に定める。
- 3 旅客は、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合又は車両の故障等により列車に乗車することができない場合は、前各項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否か

にかかわらず、一切の請求をすることはできない。

3.2.ポストペイサービス

【ポストペイサービス】

第 27 条 当社線におけるポストペイサービスは、旅客が第 14 条に定める方法で IC 証票を使用して当社線を利用した区間の片道普通運賃額を、第 29 条に定める期間(以下、「運賃計算期間」という。)ごとに集計し、集計した運賃額を決定し、当該支払運賃額を IC 証票発行者または当該発行者が業務を委託する者(以下、「IC 証票発行者等」という。)が当社に立替払いすることにより、旅客に対する求償債権を取得して、IC 証票発行者等が旅客に当該支払運賃相当額を請求する運賃後払いのサービスをいう。

2 当社線のポストペイサービスにおいて、旅客は前項に定めるサービスに付加して第 17 条に定めるところにより、オートチャージ機能を選択することができる。

【ポストペイサービスの利用方法】

第 28 条 当社線におけるポストペイサービスは、当社線で有効なポストペイ機能を備える IC 証票を正当に所持する旅客が、この規則に基づくところにより当該 IC 証票を正しく使用して当社線を利用する場合に利用できる。

【運賃計算期間】

第 29 条 当社のポストペイサービスにおける運賃計算期間は、同一の IC 証票に対して、月初めから月末までの 1 カ月とし、毎月末日に締め切るものとする。

2 1 日は、24 時を経過しても最終列車の入庫する時分までを当日とみなす。ただし、終夜にわたり列車の運行を行う場合または最終列車の入庫時分が午前 3 時以降となる場合は、午前 3 時から翌日とする。

【利用区間の片道普通運賃相当額の確定時期】

第 30 条 ポストペイサービスにおける利用日時および利用区間の片道普通運賃額の確定時期は、旅客の運送が完了し旅客が降車駅から出場する時とする。

【債権の立替払い】

第 31 条 旅客は、当社線のポストペイサービスを利用することによって生じる当社の旅客に対する債権について、IC 証票発行者等が当社に立替払いすることで、旅客に対する求償債権を取得することを予め異議なく承諾するものとする。

【支払運賃額の決済】

第 32 条 当社線のポストペイサービスの利用によって、旅客が負担する支払運賃額等の債務の決済方法は、IC 証票発行者等の定めるところによる。

【ポストペイサービスの制限または停止】

第 33 条 当社は、列車運行不能時等、輸送サービスの提供ができないときならびにポストペイサービスにかかる電子計算機の故障、電子計算機の作成プログラムの不具合、通信回線の不良、改札機等の駅端末装置の故障および不具合等が発生し、当社線内においてポストペイサービスの円滑な提供ができないと判断するときは、旅客のポストペイサービスによる当社線の利用を制限または停止することがある。

【増運賃等の支払制限】

第 34 条 第 28 条の規定により、不正使用等に基づく旅客運賃および増運賃を支払う場合は、ポストペイサービスを利用して、当該運賃を支払うことはできない。

【紛失、盗難等】

第 35 条 IC 証票の紛失、盗難、詐欺、横領等(以下総称して「紛失、盗難等」という。)により他人が利用した場合、その利用運賃は当該 IC 証票記名人の負担となる。

- 2 旅客が紛失、盗難等の事実を IC 証票発行者に届出た場合、当社は旅客の届出日の翌日までに当社線内における当該 IC 証票の利用停止処置を行う。

【免責事項】

第 36 条 紛失、盗難等された IC 証票の利用停止処置が完了するまでの間に当該 IC 証票で生じた旅客の損害額については、当社はその責を負わない。

【障害再発行】

第 37 条 ポストペイ機能を持つ IC 証票の破損等によって IC 証票の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、旅客が別に定める申込書にて再発行を行う箇所に提出したときは、当該 IC 証票の再発行を行う。

- 2 機能不良の原因が旅客の取扱いに起因する場合、IC 証票発行者の定めるところにより再製手数料を収受する
- 3 第 1 項の取扱いにより再発行する新 IC 証票には旧 IC 証票の SF 残額を充当せず、当該 SF の残額相当額は、IC 証票発行者から旅客に返額する

【特定の IC 証票の利用制限または停止】

第 38 条 特定のポストペイ機能を持つ IC 証票による一定期間の利用額が、あらかじめ IC 証票発行者が定める限度額を超えた場合は、当該 IC 証票により当社線を利用することはできない。

- 2 IC 証票の有効期限の終了月の翌月以降に、当該 IC 証票により当社線を利用することはできない。

- 3 IC 証票発行者が、当該発行者が定める規約に基づき、特定の IC 証票について使用を制限または停止した場合は、当該 IC 証票により当社線を利用することができないことがある。

4.IC 定期乗車券

【IC 定期乗車券】

第 39 条 IC 定期乗車券(以下「IC 定期券」)とは、IC 証票に定期券の標記ならびに定期券情報を付加したものであって、定期券とポストペイ及び SF 機能をもつ IC 証票をいう。

【発売】

- 第 40 条 IC 定期券の購入の申し出があったときは、営業規則第 25 条に定める通勤定期券、同第 26 条に定める通学定期券を、IC 証票を媒体として発売する。なお、小児用の定期券の購入の申し出があったときは、当該小児が 12 才となる年度の 3 月 31 日までの間使用することができる IC 証票を媒体として発売する。この場合の定期旅客運賃はポストペイ機能をもつ IC 証票についてはポストペイサービスにより支払うことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、身体障害者・知的障害者・精神障害者等運賃割引規程第 5 条に規定する定期券ならびに定期券の一括発売は発売しない。
- 3 旅客は定期券の発売に際して IC 証票の記名人と同一人物であることを証明の上、営業規則第 25 条、第 26 条に定める定期券購入申込書または通学定期乗車券購入申込書(通学証明書)に記載し、提出しなければならない。
- 4 第 5 条にかかわらず、IC 定期券の契約の成立時期は IC 定期券の発売時とする。
- 5 IC 定期券の発売区間は当社線全線とする。
- 6 SF 機能をもつ IC 証票を媒体とする IC 定期券のうち、当社で発売する ICOCA 定期券の発売に関する取扱いは、別に定める「ICOCA 乗車券取扱規則」による。

- 7 前項で定める ICOCA 定期券以外の SF 機能を持つ IC 証票を媒体とする IC 定期券の発売に関する取扱いは、当該 SF 機能を持つ IC 証票の発行者が定めるところによる。

【IC 定期券様式】

第 41 条 IC 定期券面の様式は、当社が定める。

【運賃の收受】

- 第 42 条 券面表示の有効期間内であって、券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は、営業規則第 71 条第 2 項に定める別途乗車として取り扱い、別途乗車区間の片道普通運賃相当額を收受する。この場合、小児用 IC 定期券にあつては小児の片道普通運賃相当額を、その他の IC 定期券にあつては、大人の片道普通運賃相当額を收受する。
- 2 前項の規定にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、第 15 条の規定を準用することがある。
- 3 IC 定期券を券面表示の有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用する場合は第 15 条の規定を準用する。

【再印字】

- 第 43 条 有効な定期券の表示事項が不明となった IC 定期券(記名人の氏名、生年月日、電話番号等の情報が当社のシステムで確認できるものに限る。)は、これを千里中央駅駅長室に差し出して、券面表示事項の再印字を請求できる。
- 2 前項の規定に関わらず、当社の情報システムにて券面表示事項(通用期間、発着区間、記名人の氏名、生年月日等)が確認できない場合、ならびに旅客が故意に券面表示事項を消去もしくは改変した場合はこの限りではない。
- 3 SF 機能をもつ IC 証票を媒体とする有効な IC 定期券のうち、当社で発売する ICOCA 定期券の再印字に関する取扱いは、別に定める「ICOCA 乗車券取扱規則」による。

- 4 前項で定める ICOCA 定期券以外の SF 機能を持つ IC 証票を媒体とする有効な IC 定期券の再印字に関する取扱いは、当該 SF 機能を持つ IC 証票の発行者が定めるところによる。

【IC 定期券の効力】

第 44 条 IC 定期券は、記名人のみが使用できる。

- 2 IC 定期券は、券面表示区間外又は券面表示の有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降であっても、第 14 条の規定を準用して乗車できる。
- 3 第 38 条の IC 証票の利用制限または停止の定めにかかわらず、標記の IC 定期券の効力は有効とする。
- 4 IC 証票の破損等による障害のため IC 定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、標記の IC 定期券の効力は有効とする。
- 5 前項の場合において、IC 証票を再発行した場合（他社局で再発行した場合も含む）において、当社のシステムで確認可能な場合、その効力は IC 証票の再発行にさかのぼって有効とする。

【IC 定期券が無効となる場合】

第 45 条 営業規則第 56 条第 1 項に該当する場合には、IC 定期券は無効とする。

- (1)係員の承諾を得ないで改札機による改札を受けずに乗車したとき
- (2)記名人以外の者が使用したとき
- (3)券面表示事項が不明となった IC 定期券を使用したとき
- (4)使用資格・氏名・年令・区間または通学の事実を偽って購入した IC 定期券を使用したとき
- (5)券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき
- (6)その他、IC 定期券を不正乗車的手段として使用したとき
- 2 偽造、変造または不正に作成された IC 定期券を使用した場合は、無効として回収する。

【IC 定期券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等】

- 第 46 条 前条の規定により、IC 定期券を無効とした場合は、当該旅客から営業規則第 75 条を準用し、普通旅客運賃と増運賃とをあわせて收受する。
- 2 前条により無効として使用不可処理を行う場合であって IC 定期乗車券に記録されたデータの偽造、変造を伴う場合は、当該データの内容をもって券面表示内容として取り扱うことがある。

【IC 定期券の紛失再発行】

- 第 47 条 IC 定期券の盗難又は紛失等による再発行については、当該 IC 定期券の発行会社が別に定めるところによる。
- 2 IC 定期券を紛失した場合であって、IC 定期券の有効期間内に別に定める申込書を定期券の紛失再発行を行う箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失した IC 定期券の定期券機能を磁気定期券により再発行する。
- (1)再発行を行う前に、IC 証票発行者により当該 IC 定期券の使用不可処理が完了していること。
- (2)申込書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該 IC 定期券の記名人本人(小児用 IC 定期券にあっては、記名人本人または親権者)であることを証明できること。
- (3)記名人の氏名、生年月日、電話番号等の情報ならびに当該 IC 定期券の発売の事実が当社のシステムで確認できること。
- 3 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する磁気定期券 1 枚につき別に定める紛失再発行手数料を現金で收受する。
- 4 第 2 項により再発行した磁気定期券を紛失した場合、当該磁気定期券の再発行は行わない。
- 5 SF 機能を持つ IC 証票を媒体とする IC 定期券のうち、当社で発売する ICOCA 定期券の記名人が当該 IC 定期券を紛失したときの再発行に関する取扱いは、別に定める「ICOCA 乗車券取扱規則」による。
- 6 前項で定める ICOCA 定期券以外の SF 機能を持つ IC 証票を媒体とする IC 定期券の記名人が当該 IC 定期券を紛失したときの再発行に

関する取扱いは、当該 SF 機能を持つ IC 証票の発行者が定めるところによる。

【当社の免責事項】

第 48 条 紛失した IC 定期券の使用不可処理が完了するまでの間に当該 IC 定期券の払戻しやポストペイおよび SF 機能の使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責を負わない。

【IC 定期券の障害再発行】

第 49 条 IC 定期券の破損等によって IC 定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、その原因が故意と認められる場合を除き、別に定める申込書を千里中央駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り当該 IC 定期券の障害再発行を行う場合がある。

- (1)当該 IC カードが再発行されていること。
- (2)当該 IC 定期券の発売の事実が、当社の情報システムで確認できること。
- 2 第 1 項第 1 号の定めに関わらず、当該 IC 証票の再発行を待たずに、磁気定期券として再発行する場合がある。
- 3 前項により再発行された磁気定期券を紛失した場合は再発行しない。
- 4 第 1 項および第 2 項の規定により障害再発行する原因が、故意と認められるときは、障害再発行による IC 定期券につき、別に定める障害再発行手数料を現金で収受する。
- 5 SF 機能を持つ IC 証票を媒体とする IC 定期券のうち、当社で発売する ICOCA 定期券の機能不良等によって、IC 定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となったときの障害再発行に関する取扱いは、別に定める「ICOCA 乗車券取扱規則」による。
- 6 前項で定める ICOCA 定期券以外の SF 機能を持つ IC 証票を媒体とする IC 定期券の機能不良等によって、IC 定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となったときの障害再発行に関する取扱いは、当該 SF 機能を持つ IC 証票の発行者が定めるところによる。

【IC 定期券の払戻し】

第 50 条 旅客は、IC 定期乗車券(記名人の氏名、生年月日、電話番号等の情報が当社のシステムで確認できるものに限る。)の定期乗車券機能が不要となった場合は、これを定期乗車券の払戻しを行う箇所に差し出して、払戻しを請求できる。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 IC 定期乗車券の記名人本人(小児用 IC 定期乗車券にあっては、記名人本人または親権者)であることを証明したときに限って、次の各号により払戻しを行う。

- (1)券面表示の有効期間開始前に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払い戻す。
 - (2)券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払戻しの請求があった場合には、営業規則第 82 条、第 84 条、第 85 条を準用する。
 - (3)前各号により取り扱う場合は、手数料として IC 定期乗車券 1 枚につき 210 円を現金で収受する。
- 2 SF 機能を持つ IC 証票を媒体とする IC 定期券のうち、当社で発売する ICOCA 定期券の払戻しに関する取扱いは、別に定める「ICOCA 乗車券取扱規則」による。
- 3 前項で定める ICOCA 定期券以外の SF 機能を持つ IC 証票を媒体とする IC 定期券の払戻しに関する取扱いは、当該 SF 機能を持つ IC 証票の発行者が定めるところによる。

【同一駅で出場する場合の取扱方】

第 51 条 旅客は、IC 定期券で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間(券面表示の有効期間内の場合は券面表示区間を除く。)の普通運賃を現金等の決済で支払い、IC 定期券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

- 2 旅客が券面表示区間外の駅で、あるいは券面表示の有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降において、IC 定期券で入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、第 25 条第 2 項の規定に準じて取り扱う。

【列車の運行不能の場合の取扱方】

第 52 条 券面表示が有効期間内の IC 定期乗車券を所持し券面表示区
間内を乗車する旅客が、列車が運行不能となった場合は、営業規則第
96 条に定める定期券の取扱いによるほか、IC 定期乗車券の券面表示
区間外を乗車する場合又は券面表示の有効期間開始日前若しくは有
効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は第 26 条の規定に準じて
取り扱う。

- 2 当社が不通区間に対して振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取
扱方は別に定めるところによる。
- 3 旅客は、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合又は車両の故障
等により列車に乗車することができない場合は、前各項に規定するもの
を除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否か
にかかわらず、一切の請求をすることはできない。

IC 証票乗車券取扱規則

別表第 1 号(第 9 条関係)

「当社線で使用可能な IC 証票の発行者名および名称」

IC 証票発行者名	IC 証票の名称
株式会社スルッと KANSAI	PiTaPa (ピタパ)
株式会社スルッと KANSAI	乗車証に付随する SF 機能を有する IC 証票
株式会社スルッと KANSAI	特別割引用 SF 式 IC 証票
西日本旅客鉄道株式会社	ICOCA(イコカ)
北海道旅客鉄道株式会社	Kitaca(キタカ)
東日本旅客鉄道株式会社	Suica(スイカ)
株式会社パスモ	PASMO(パスモ)
東海旅客鉄道株式会社	TOICA(トイカ)
株式会社名古屋交通開発機構 株式会社エムアイシー	manaca(マナカ)
九州旅客鉄道株式会社	SUGOCA(スゴカ)
福岡市交通局	はやかけん
株式会社ニモカ	nimoca(ニモカ)